

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表執行役 竹内 康雄



東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43番2号
オリンパスメディカルシステムズ株式会社
代表取締役社長 吉益 健



オリンパス株式会社（以下、「OT」）とオリンパスメディカルシステムズ株式会社（以下、「OMSC」）とは、2019年12月20日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、OTを吸収分割会社、OMSCは吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、「本件吸収分割」）を実施しました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に規定する事項は以下のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
2020年4月1日

2. OTにおける法定手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第784条の2）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買収請求について（会社法第785条）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求について（会社法第787条）

OTは、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について（会社法第789条）

本件吸収分割におけるOTからOMSCへの債務の承継は、重疊的債務引受けの方法により行いましたので、該当事項はありません。

3. OMSC における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第796条の2）

会社法第796条の2の規定による請求権を行使した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第797条）

OMSC は、会社法第796条第1項の規定に基づく略式吸収分割であり、また、OMSC の唯一の株主は、吸収分割会社である OT です。したがって、本手続について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議について（会社法第799条）

OMSC は、会社法第799条第2項および第3項の規定により、2020年2月19日に官報および電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により OMSC が OT から承継した重要な権利義務に関する事項

OMSC は、本件吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割契約書の定めに従い、OT の

(1) 研究開発機能のうち、医療製品開発プロセス、評価技術および医療開発の企画・管理部門に関わる機能、(2) 製造機能のうち、医療製品の製造技術開発および修理サービス体制構築・維持、医療製造の企画・管理部門に関わる機能、(3) マーケティング機能のうち、医療製品の商品企画・製品導入に関わる部門および医療マーケティングの企画・管理部門に関わる機能に関する権利義務を承継しました。

なお、OMSC が OT から承継した資産の額は187億円（概算値）です。

5. 本件吸収分割の変更を登記した日

2020年4月2日に本件吸収分割に関する変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上